

# 平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	21	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他( )		
要望項目名	除害施設等に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長		
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>① 下水道法第12条第1項又は第12条の11第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設で総務省令で定めるもののうち、平成22年3月31日までの間に取得されたもの</p> <p>② 水質汚濁防止法の特定施設又は指定地域特定施設等のし尿浄化槽で総務省令で定めるもののうち、平成22年3月31日までの間に取得されたもの</p> <p>ただし、①、②のうち更新に係るものにあつては、処理能力が向上し、かつ処理後の水質を水質汚濁防止法に基づく規制基準で除した割合が、100分の60以下のものに限る。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>除害施設等に係る固定資産税の課税標準について、①にあつては3分の2、②にあつては6分の1（ただし、更新に係るものは3分の2）に軽減する。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第15条第3項第2号、第8号、第6項、同法施行令附則第11条第6項、第12項、同法施行規則附則第6条第14項、第21項、第28項、第29項</p>		
要望理由	<p>近年、公共用水域の水質保全の必要性が高まってきており、水質基準の強化が社会的に求められているところ。特に、平成13年7月に水質汚濁防止法の規制対象物質に硝酸性窒素等の新たな物質が追加されたほか、18年12月にも上記排水規制項目のひとつである亜鉛含有量の水質基準が強化されたことなどにより、今後も新たな除害施設等の整備を行う必要のある事業者が引き続き増加することが予想される。</p> <p>除害施設等の設置には多額の費用を要するため、設置する事業者にとって相当の経済的負担となるとともに、その施設そのものは収益性の低い施設である。したがって、除害施設等の設置を促進し、前述の政策目的を達成するためには、本特例措置の延長により施設整備における負担を軽減することが必要である。</p>		
減収見込額	<p>除害施設：(初年度) - (319) (平年度) - (627) (単位：百万円)</p> <p>し尿浄化槽：(初年度) - (191) (平年度) - (349) (単位：百万円)</p>		
地方税以外の措置	既存	<p>・国税</p> <p>・融資、補助金その他</p> <p>株式会社日本政策金融公庫による融資</p>	
	22年度の望	<p>・国税</p> <p>・融資、補助金その他</p> <p>株式会社日本政策金融公庫による融資</p>	
過去の要望経緯	<p>創設 昭和51年度</p> <p>延長 昭和54、57、59、61、63、平成2、4、6、8、10、12、14、16、18、20年度</p>		
本要望に対応する縮減案			